



兵庫労働局発表  
平成26年2月27日

報道関係者 各位

[照会先]

兵庫労働局労働基準部

安全課

課長 高尾 聡

安全専門官 原田 昭一

TEL (078) 367-9152

FAX (078) 367-9166

## 「兵庫リスク低減運動」の展開について

———3月7日（金）に決起大会を開催———

兵庫県内における労働災害による休業4日以上死傷者数は長期的には減少しているものの、近年、減少幅が鈍化しているところだ。

「兵庫第12次労働災害防止推進5か年計画」では、平成29年までに、平成24年と比較して死傷者数を15%以上減少させることを目標としております。

今後さらに労働災害を減少させるためには、法令の遵守徹底のみならず、事業主による自主的安全衛生活動の効果的な取組が不可欠であることから、「危険性又は有害性等の調査等（リスクアセスメント）」の定着促進を目的として、「兵庫リスク低減運動」を展開することとしました。

「兵庫リスク低減運動」は、危険性又は有害性等の調査等(リスクアセスメント)が努力義務の対象とされている業種を中心に、リスクアセスメントの実践と定着を図り、労働災害ゼロを目指して取り組むものであり、兵庫労働局及び県下各労働基準監督署が主唱し、労働災害防止団体等12の団体で構成する兵庫労働安全衛生マネジメント推進連絡協議会が主催者となり、業界団体30数団体が参加団体として取り組む運動として、展開するものです。

なお、本運動の決起大会を別添資料3のとおり開催することとしております。

(添付資料)

- ・資料1 兵庫リスク低減運動実施要綱
- ・資料2 「兵庫リスク低減運動」の参加団体等名簿
- ・資料3 「兵庫リスク低減運動決起大会」開催のご案内
- ・資料4 リスクアセスメントとは
- ・資料5 労働災害発生状況の推移（昭和53年～平成24年）
- ・資料6 平成25年（1月～12月）労働災害発生状況（速報値）

# 兵庫リスク低減運動実施要綱

平成 26 年 2 月 27 日制定

## 1 趣旨・目的

事業者が、自主的に安全衛生管理水準の向上を図るため、リスクアセスメントに取り組むことが労働安全衛生法第 28 条の 2 に規定され、これまで行政及び労働災害防止団体等において、リスクアセスメントに関する研修会や教育等を実施し普及促進に努めた結果一定の成果は見られたものの、労働災害の減少に直結していない業種があるなど必ずしも十分な取組状況といえないところである。

そこで、「兵庫リスク低減運動」を展開し、リスクアセスメントの実践と定着を図り、労働災害をゼロとすることとする。

## 2 運動名称

運動の名称は、「兵庫リスク低減運動」とする。業種別団体における本運動の名称は、取組業種を冠し「兵庫〇〇業リスク低減運動」と称する。

## 3 スローガン

『全員参加のリスク低減運動を展開し、安心安全な職場の実現』

## 4 期間

平成 25 年度～平成 29 年度

## 5 主唱者

兵庫労働局・各労働基準監督署

## 6 主催者

兵庫労働安全衛生マネジメントシステム推進連絡協議会

## 7 協力団体

兵庫県経営者協会、兵庫県中小企業団体中央会

日本労働組合総連合会兵庫県連合会、兵庫県社会保険労務士会

## 8 参加団体

本運動に賛同し、取り組む団体

## 9 実施者

兵庫県内の事業場

10 主唱者の実施事項

リスク低減運動普及のための指導・援助

11 主催者の実施事項(災防団体にあつては、13に定める事項を併せて実施)

- ①リスク低減運動取組宣言の実施を勧奨
- ②リスクアセスメント推進大会の実施
- ③安全衛生パトロールの実施
- ④リスクアセスメント研修会の実施
- ⑤各構成団体における運動取組状況の把握

12 協力団体の実施事項

本運動に関する周知等の支援

13 参加団体の実施事項 (①②は必須、ほかは選択して実施)

- ①リスク低減運動参加宣言を行い、宣言書を掲示
- ②会員等にリスクアセスメントの実施を勧奨
- ③ポスター、垂れ幕等の掲示
- ④会員等にリスクアセスメント研修等の受講を勧奨
- ⑤会員等にリスクアセスメントの記録と保存を勧奨
- ⑥会員等に危険箇所の見える化、リスク低減措置の見える化等の実施を勧奨
- ⑦会員等に安全衛生パトロールの実施
- ⑧会員等の取組宣言とリスクアセスメント実施状況の把握

14 実施者(事業場)の実施事項

- ①リスク低減運動取組宣言を行い、宣言書を掲示
- ②ポスター、垂れ幕等の掲示
- ③リスクアセスメント研修等の受講
- ④リスクアセスメントの実施
- ⑤リスクアセスメントの記録と保存
- ⑥危険箇所の見える化、リスク低減措置の見える化等の実施
- ⑦安全衛生パトロールの実施

## 「兵庫リスク低減運動」の参加団体等名簿

平成 26 年 2 月 26 日現在

## 主唱者

兵庫労働局・県下各労働基準監督署

主催者 兵庫労働安全衛生マネジメントシステム推進連絡協議会  
 (主催者のうち、災害防止 8 団体※は、参加団体としても取り組む)

一般社団法人 兵庫労働基準連合会 ※
建設業労働災害防止協会 兵庫県支部 ※
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県支部 ※
港湾貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県総支部 ※
林業・木材製造業労働災害防止協会 兵庫県支部 ※
一般社団法人 日本クレーン協会 兵庫支部 ※
一般社団法人 日本ボイラ協会 兵庫支部 ※
公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会 兵庫県支部 ※
一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会 兵庫県支部
兵庫県 R S T トレーナー会
独立行政法人 労働者健康福祉機構 兵庫産業保健推進センター
中央労働災害防止協会 近畿安全衛生サービスセンター

## 協力団体

兵庫県経営者協会
兵庫県中小企業団体中央会
日本労働組合総連合会 兵庫県連合会 (連合兵庫)
兵庫県社会保険労務士会

## 参加団体

一般社団法人 関西ガラス外装クリーニング協会
全国造船安全衛生対策推進本部 西日本総支部 兵庫支部
低層住宅安全衛生協議会兵庫
一般社団法人 日本砕石協会 兵庫県支部
公益社団法人 日本新聞販売協会 近畿地区本部 兵庫県支部
一般社団法人 日本造園建設業協会 兵庫県支部

一般社団法人 日本塗装工業会 兵庫県支部
兵庫県屋外広告美術協同組合
兵庫県管工事業協同組合連合会
一般社団法人 兵庫県空調衛生工業協会
一般社団法人 兵庫県警備業協会
兵庫県建設労働組合連合会
兵庫県高圧ガス協同組合
一般社団法人 兵庫県産業廃棄物協会
兵庫県自動車車体整備協同組合
一般社団法人 兵庫県自動車整備振興会
兵庫県鉄工建設業協同組合
兵庫県電気工事工業組合
一般社団法人 兵庫県電業協会
兵庫県薦土工連合会
社団法人 兵庫県トラック協会
公益社団法人 兵庫県バス協会
一般社団法人 兵庫ビルメンテナンス協会

参加団体(各地区労働基準協会)

神戸東労働基準協会
神戸西労働基準協会
尼崎労働基準協会
姫路労働基準協会
伊丹労働基準協会
西宮労働基準協会
加古川労働基準協会
西脇労働基準協会
但馬労働基準協会
相生労働基準協会
淡路労働基準協会

### 「兵庫リスク低減運動決起大会」開催のご案内

主唱 兵庫労働局・県下各労働基準監督署

主催 兵庫労働安全衛生マネジメントシステム推進連絡協議会

自主的な安全衛生水準の向上を図るためには、リスクアセスメントの導入が不可欠であり、これまで行政や災害防止団体等において、安全衛生教育や各種研修会等が開催され、一定の成果が見られたところですが、労働災害の減少に直結しない業種がある等必ずしも十分な取り組み状況とはいえません。

このような状況の下、兵庫労働局・県下各労働基準監督署におかれては、「兵庫リスク低減運動」を主唱され、(一社)兵庫労働基準連合会等県下の災防8団体等で構成する兵庫労働安全衛生マネジメントシステム推進連絡協議会は、この運動に積極的に参画するとともに、この運動を盛り上げるため「兵庫リスク低減運動決起大会」を開催することとしましたので、多数ご参加ください。

特に、第12次労働災害防止計画の重点対象業種である第三次産業(小売業、社会福祉施設、飲食店等)、陸上貨物運送事業、建設業、食料品製造業等の方は是非ご参加ください。

#### 記

- 1 開催日時 : 平成26年3月7日(金) 13:30~15:30
- 2 開催場所 : (一財)神戸市教育会館 神戸市中央区中山手通4-10-5 JR元町駅東口、  
阪神元町駅東口下車鯉川筋北徒歩約10分コープ山手店西

#### 3 大会次第

- (1) 主催者挨拶 兵庫労働安全衛生MS推進連絡協議会 会長 竹田 政幸
- (2) 主唱者挨拶 兵庫労働局 局長 前田 芳延
- (3) 講演 兵庫労働局 労働基準部 安全課 課長 高尾 聡
- (4) 体験発表

- ① 「コープこうべにおける安全衛生の取り組みについて」  
生活協同組合コープこうべ健康管理室統括部長 水谷 隆志
- ② 「当社におけるリスクアセスメントの導入について」  
株式会社 大清社 総務課長 田中 周
- ③ 「建設業におけるリスクアセスメント」について  
兵庫建災防研究会 事務局長 村上 博

- 4 定員 220名(定員になり次第、申込みを締め切らせていただきます。)
- 5 参加費 無料
- 6 申込み方法 申込み用紙に必要事項ご記入のうえ、連合会あてFAXしてください。
- 7 申込み先及び照会先 (一社)兵庫労働基準連合会

〒651-0096 神戸市中央区雲井通4丁目2番2号マーカー神戸ビル12階

FAX 078-261-3305 電話 078-231-6903

#### 参加申込票

事業場名又は 団体名	
所在地	〒  (電話 FAX )
業種(該当業種に ○を付して下さい)	第3次産業(小売業、社会福祉施設、飲食店、その他)、建設業 陸上貨物運送業、食料品製造業、その他(業)
参加人数	人

リスクアセスメントとは、作業に伴う危険性又は有害性（ハザード）を特定し、これを除去、低減する対策を講ずる一連の流れです。

リスクとは特定された危険性又は有害性によって生ずる負傷又は疾病の重篤度と発生可能性を組み合わせで見積もるものです。

リスクアセスメントに基づき対策を講ずることにより、確実に、効果的に災害を防止できます。

リスクアセスメントの基本的な手順は以下のとおりです。

- ① 労働者の就業における危険性又は有害性の特定
- ② 特定した全ての危険性又は有害性ごとの見積り
- ③ 見積りに基づき、リスクを低減するための優先度の設定
- ④ リスク低減措置の内容の検討
- ⑤ 優先度に対応した、リスク低減措置の実施
- ⑥ リスクアセスメント及びリスク低減措置の記録

作業名 (機械・設備)	作業の危険性 又は有害性と 発生のおそれ のある災害	リスクの見積り			リスク低減措置案	措置実施後のリスクの見 積り		
		災害の 重篤度	発生の 可能性	リスク の程度		災害の 重篤度	発生の 可能性	リスク の程度
台車による運 搬作業	重い物を過大に 積載し、運搬中 に操作ができ ず、荷崩れを起 こすなどして打 撲する。	△	×	Ⅲ	①台車に積載可能重 量を表示する ②順守事項を掲示す る ③運搬経路を決める	△	△	Ⅱ

**災害に重篤度**  
 ×：致命的・重大（死亡災害や休業1月以上の災害）  
 △：中程度（休業1月未満の災害）  
 ○：軽度（かすり傷程度）

**災害の可能性**  
 ×：高い又は比較的高い（毎日、危険性又は有害性に接近する/かなり注意しても災害につながる）  
 △：可能性がある（修理などの作業で、危険性又は有害性に時々接近する）  
 ○：ほとんどない（危険性又は有害性に接近することは、めったにない）

災害の重篤度と発生の可能性との組み合わ  
せからリスクを見積もります。

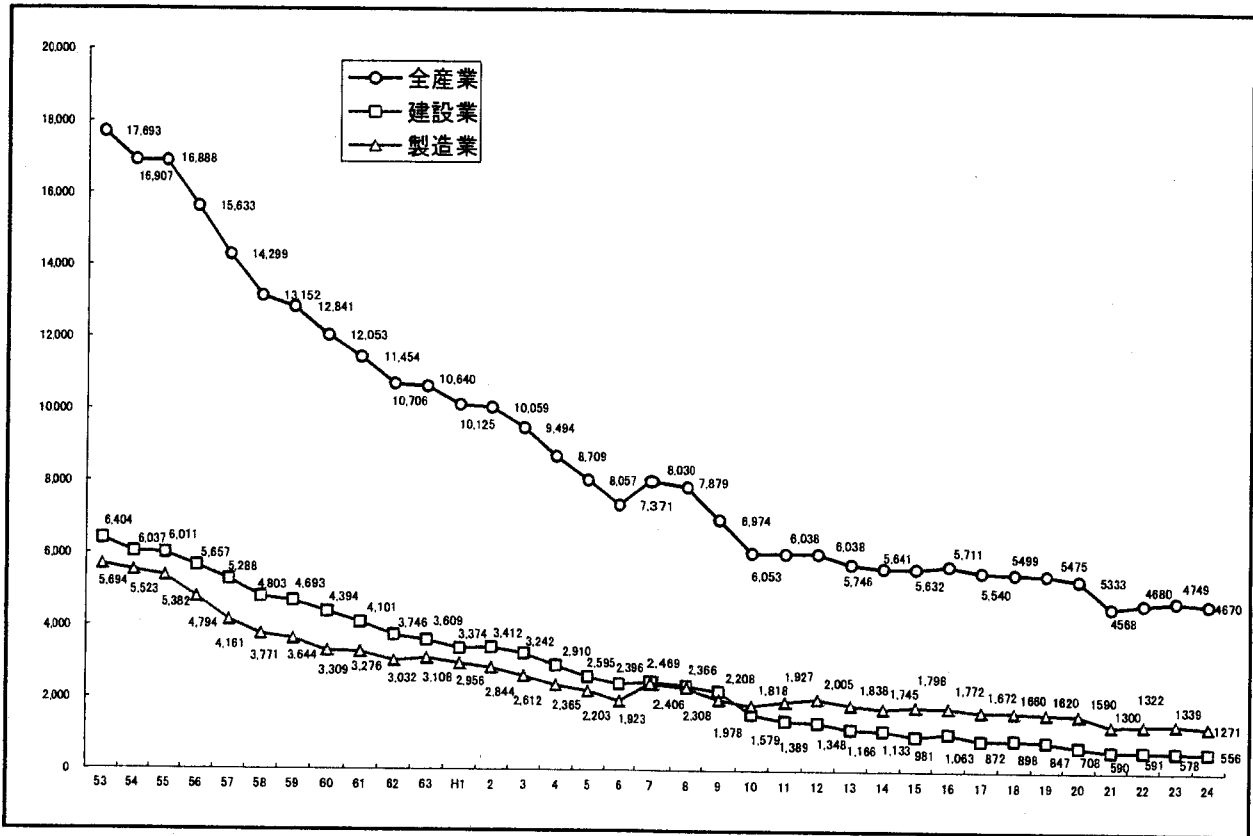
		災害の重篤度			リスクの程度
		致命的・重大 ×	中程度 △	軽度 ○	
発 生 の 可 能 性	高い又は比較的高い ×	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	←
	可能性がある △	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	
	ほとんどない ○	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	

**リスクの程度**  
 Ⅲ：直ちに解決すべき、又は重大なリスクがある  
 Ⅱ：速やかにリスク低減対策を実施すべきリスクがある  
 Ⅰ：必要に応じてリスク低減対策を実施すべきリスクがある

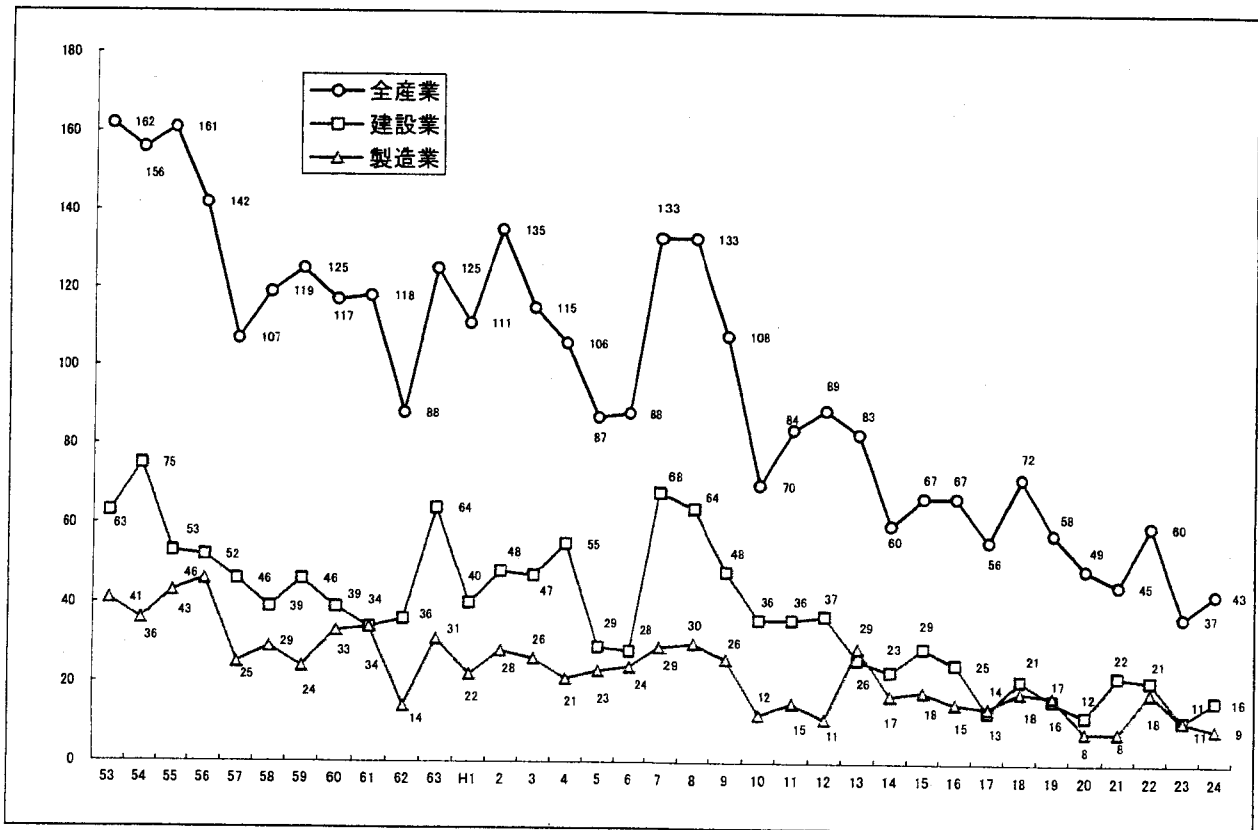
※ 労働安全衛生法第28条の2により、事業者にはリスクアセスメントの実施について努力義務が課せられている。

災害発生状況の推移(業種別) 昭和53年~平成24年  
【死傷災害の推移】

兵庫労働局



【死亡災害の推移】





平成25年(1月～12月)労働災害の発生状況

※労働者死傷病報告(休業4日以上)の死傷災害により作成 (平成26年1月末現在)  
 ※( )内の数値は死亡者数(内数)を表す

資料6

業種別の労働災害発生状況(対前年比)

兵庫労働局

【業種別の労働災害発生状況】

業 種	平成25年(1月～12月)		前 年 同 期		前 年 比 較		
	死傷者数 (人)	構成比 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)	
全 産 業	4,402 (36)	100.0 ( 100.0 )	4,477 (40)	100.0 ( 100.0 )	-75 ( -4 )	-1.7 ( -10.0 )	
第一・二次産業計 (運輸交通業、貨物取扱業を含む)	2,507 (23)	57.0 ( 63.9 )	2,575 (31)	57.5 ( 77.5 )	-68 ( -8 )	-2.6 ( -25.8 )	
製 造 業	1,121 (7)	25.5 ( 19.4 )	1,226 (8)	27.4 ( 20.0 )	-105 ( -1 )	-8.6 ( -12.5 )	
鉱 業	6	0.1 ( )	10	0.2 ( )	-4 ( )	-40.0 ( - )	
建 設 業	566 (9)	12.9 ( 25.0 )	540 (16)	12.1 ( 40.0 )	26 ( -7 )	4.8 ( -43.8 )	
運 輸 交 通 業	613 (5)	13.9 ( 13.9 )	623 (5)	13.9 ( 12.5 )	-10 ( )	-1.6 ( )	
貨 物 取 扱 業	92 (1)	2.1 ( 2.8 )	60	1.3 ( )	32 ( 1 )	53.3 ( - )	
農 林 業	93 (1)	2.1 ( 2.8 )	92 (1)	2.1 ( 2.5 )	1 ( )	1.1 ( )	
畜 産 ・ 水 産 業	16	0.4 ( )	24 (1)	0.5 ( 2.5 )	-8 ( -1 )	-33.3 ( -100.0 )	
第三次産業計 (運輸交通業、貨物取扱業を除く)	1,895 (13)	43.0 ( 36.1 )	1,902 (9)	42.5 ( 22.5 )	-7 ( 4 )	-0.4 ( 44.4 )	
商 業	卸 売 業	72 (4)	1.6 ( 11.1 )	75	1.7 ( )	-3 ( 4 )	-4.0 ( - )
	小 売 業	488 (1)	11.1 ( 2.8 )	542 (2)	12.1 ( 5.0 )	-54 ( -1 )	-10.0 ( -50.0 )
	上記以外の商業	41	0.9 ( )	38	0.8 ( )	3 ( )	7.9 ( - )
	計	601 (5)	13.7 ( 13.9 )	655 (2)	14.6 ( 5.0 )	-54 ( 3 )	-8.2 ( 150.0 )
通 信 業	84 (1)	1.9 ( 2.8 )	68	1.5 ( )	16 ( 1 )	23.5 ( - )	
保 健 衛 生 業	医 療 保 健 業	121	2.7 ( )	117	2.6 ( )	4 ( )	3.4 ( - )
	社会福祉施設	240 (2)	5.5 ( 5.6 )	264 (1)	5.9 ( 2.5 )	-24 ( 1 )	-9.1 ( 100.0 )
	上記以外の保健衛生業	12	0.3 ( )	6	0.1 ( )	6 ( )	100.0 ( - )
	計	373 (2)	8.5 ( 5.6 )	387 (1)	8.6 ( 2.5 )	-14 ( 1 )	-3.6 ( 100.0 )
接 客 娯 楽 業	飲 食 店	177	4.0 ( )	143	3.2 ( )	34 ( )	23.8 ( - )
	ゴ ル フ 場	65	1.5 ( )	61	1.4 ( )	4 ( )	6.6 ( - )
	上記以外の接客娯楽業	74	1.7 ( )	68	1.5 ( )	6 ( )	8.8 ( - )
	計	316	7.2 ( )	272	6.1 ( )	44 ( )	16.2 ( - )
清 掃 ・ と 畜 業	ビルメンテナンス業	94 (1)	2.1 ( 2.8 )	93	2.1 ( )	1 ( 1 )	1.1 ( - )
	廃棄物処理業	119 (1)	2.7 ( 2.8 )	102 (2)	2.3 ( 5.0 )	17 ( -1 )	16.7 ( -50.0 )
	上位以外の清掃・と畜業	32	0.7 ( )	35	0.8 ( )	-3 ( )	-8.6 ( - )
	計	245 (2)	5.6 ( 5.6 )	230 (2)	5.1 ( 5.0 )	15 ( )	6.5 ( )
そ の 他 の 事 業	警 備 業	41 (3)	0.9 ( 8.3 )	47 (2)	1.0 ( 5.0 )	-6 ( 1 )	-12.8 ( 50.0 )
	上記以外のその他の事業	169	3.8 ( )	163 (2)	3.6 ( 5.0 )	6 ( -2 )	3.7 ( -100.0 )
	計	210 (3)	4.8 ( 8.3 )	210 (4)	4.7 ( 10.0 )	( -1 )	( -25.0 )
金 融 広 告 業	40	0.9 ( )	37	0.8 ( )	3 ( )	8.1 ( - )	
映 画 演 劇 業		( )	1	0.0 ( )	-1 ( )	-100.0 ( - )	
教 育 研 究 業	25	0.6 ( )	41	0.9 ( )	-16 ( )	-39.0 ( - )	
官 公 署	1	0.0 ( )	1	0.0 ( )	( )	( - )	
(陸上貨物運送業)	565 (5)	12.8 13.9%	540 (4)	12.1 10.0%	25 ( 1 )	4.6 ( 25.0 )	

注 第三次産業は通常、非工業的業種に運輸交通業、貨物取扱業を加えたものをいいますが、ここでは、非工業的業種の一〇業種(商業、通信業、保健衛生業、接客娯楽業、清掃・と畜業、その他の事業、金融広告業、映画演劇業、教育研究業、官公署)を第三次産業と呼んでいます。